

解雇等により住居の退去を余儀なくされた者への町営住宅の斡旋・家賃について

【対象住宅】平成21年1月14日現在

○公営住宅

住宅名	規模・構造	世帯／単身	本来家賃	家賃	貸し出し期間	備考
大上野団地 1号棟4号室	3DK	世帯用	15,500 ～ 25,700	15,500	1年以内	未募集
常盤台団地 45C	3K	世帯用	16,700 ～ 27,700	16,700	1年以内	募集中

○特定公共賃貸住宅

住宅名	規模・構造	世帯／単身	本来家賃	家賃	貸し出し期間	備考
旭ヶ丘団地 102号	1LDK	単身用	32,000	21,300	1年以内	募集中
丘の上団地 2号棟4号室	3LDK	世帯用	50,000	33,300	1年以内	募集中

○定住促進住宅

住宅名	規模・構造	世帯／単身	本来家賃	家賃	貸し出し期間	備考
西野団地 C棟5号室	3DK	世帯用	35,000	23,300	1年以内	募集中

○対象となる方

次のいずれにも該当する方

- ・平成20年10月1日以降に長野県内の雇用先からの解雇・雇止めにより、社員寮や社宅など現に居住している住居から退去を余儀なくされている方又はその同居親族に該当することが客観的に証明できる方。
- ・平成21年1月末までに退去を余儀なくされる方

○対象となる方を証明する書類

解雇通知、離職票、社員寮・社宅からの退去通知、賃貸住宅の契約書、給与明細書、住民票(同居親族分も含める)等

○申請者本人が確認する書類

免許証、保険証

○使用料(家賃)及び使用(入居)期間

公営住宅の家賃については、最低家賃を基準とし、該当者の家族構成や経済状況を考慮して更に減免をする場合があります。特定公共賃貸住宅、定住促進住宅の家賃については、本来家賃の1/3を減免します。誓約書に必要な連帯保証人は、特別な事情があると認められる場合は必要としません。原則1年以内の使用期間とします。

○敷金及び退去修繕

使用期間が一年以内と短期間であることから徴収しません。ただし、退去修繕については入居者の責によるものを除きます。